

中小企業の法人実効税率が 30%を切らない訳！！

平成 28 年度税制改正では、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人税率を平成 28 年度に 23.4%、平成 30 年度には 23.2%に引き下げ、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について平成 28 年度に 8 分の 5 へと拡大し、これとあわせて事業税所得割（地方法人特別税を含む。）の標準税率を 3.6%に引き下げることにしました。

この結果、国・地方を通じた法人実効税率は平成 28 年度に 29.97%となり、目標としていた 20%台を改革 2 年目にして実現し、更に平成 30 年度には 29.74%となります。

しかし、一般的な中小企業（中小法人）の法人実効税率はなお、平成 28 年度は 33.80%、平成 30 年度は 33.58%で推移します。これでは、大企業（中小法人以外）より中小企業（中小法人）の実行税率が高くなってしまいます。ではこの違いは一体何なのでしょう？今回は、この点に着目して説明していきます。

1. 大企業（中小法人以外）の法人税等と法人実効税率

大企業（中小法人（※1）以外の普通法人）	改正前	改正後		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
法人税	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
住民税 法人税×（府県民税法人割+市町村民税法人割）	3.08%	3.02%	3.02%	1.62%
地方法人税 法人税×地方法人税	1.05%	1.03%	1.03%	2.39%
事業税 ※2	6.0%	3.6%	3.6%	3.6%
合計	34.03%	31.05%	31.05%	30.81%
実効税率（※3）	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

※1 中小法人とは、資本金 1 億円以下の普通法人（資本金の額が 5 億円以上の法人の完全子法人等を除く）をいいます（以下同じ）。

※2 事業税の内訳

大企業（資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人）の法人事業税は、『付加価値割+資本割+所得割』となります（所得割の税率は「年 800 万円超の所得」を採用しています）。

		改正前	改正後
		平成 27 年度	平成 28 年度～
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年 800 万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)

（注）所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

※3 実効税率の計算式

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

2. 中小企業（中小法人）の法人税等と法人実効税率

種類	所得	改正前	改正案		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
法人税	年400万円以下	15%	15%	19%	19%
	年400万円超800万円以下	15%	15%	19%	19%
	年800万円超	23.90%	23.4%	23.4%	23.2%
住人税 (府県民税法人割) (市町村民税法人割) (地方法人税)	年400万円以下	0.48%	0.48%	0.61%	0.19%
		1.45%	1.45%	1.84%	1.14%
		0.66%	0.66%	0.84%	1.96%
	年400万円超800万円以下	0.48%	0.48%	0.61%	0.19%
		1.45%	1.45%	1.84%	1.14%
		0.66%	0.66%	0.84%	1.96%
年800万円超	0.76%	0.75%	0.75%	0.23%	
	2.31%	2.27%	2.27%	1.39%	
	1.05%	1.03%	1.03%	2.39%	
事業税（所得割） （※1）	年400万円以下	4.86%	4.86%	4.86%	4.86%
	年400万円超800万円以下	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
	年800万円超	9.59%	9.59%	9.59%	9.59%

※1 中小企業（中小法人）の法人事業税は、『所得割』のみとなります

実効税率	400万円以下	21.42%	21.42%	25.89%	25.89%
	400万円超800万円以下	23.20%	23.20%	27.57%	27.57%
	年800万円超	34.33%	33.80%	33.80%	33.58%

3. まとめ

大企業（中小法人以外）より中小企業（中小法人）の実行税率がなぜ高くなるのか？この訳は、実効税率の計算式（上記1※3参照）と大企業（中小法人以外）と中小企業（中小法人）の法人事業税の計算方法によります。

現在の法人事業税は、原則、所得を基準とした計算する所得割と、外形を基準とした付加価値割と資本割で構成されています。大企業（資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人。以下同じ）は、そのまま「所得割」プラス、従業員への給与や支払利子、支払賃借料など企業が生み出した付加価値や資本金等の額に応じて税額を計算する「付加価値割」・「資本割」を加味する仕組みとなっています（これを外形標準課税と言います）。それに対して、中小企業（中小法人）は「所得割」のみを使って計算を行います。

ただし、法人税の実効税率計算上の事業税は、あくまで企業の所得（利益）に対して乗ずる「所得割」が対象であり、所得以外の付加価値や資本金に対して課税する「付加価値割」・「資本割」は含まれていません。よって、その分大企業の所得割（上記1※2参照）は中小企業（中小法人）の「所得割」（上記2※1参照）より低くなりますので、このような実効税率の逆転現象が起こるのです。

最後に、H28年度税制改正では、大企業の法人事業税について、課税ベースの拡大のためにさらに「所得割」に対して「付加価値割」・「資本割」の割合が高くなりました（H27年度5：3からH28年度3：5に）。少し見方を変えると、確かに実効税率は20%台に下がったが、利益以外の固定費（付加価値等）などに課税される部分が増えたので、実質負担はさほど変わらないのでは？という点も一度考えていただければと思います。

（文責：川上 正治）